

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第四十条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める者

〔平成二十八年二月二十九日国土交通省告示第四百三十一号〕

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十二条〔現行＝四〇条＝平成二八年一一月国交令八〇号により改正〕第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める者を次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第四十条第二号の国土交通大臣が定める者は、同条第一号イからニまでのいずれかに該当する者であり、かつ、同号に規定する登録適合性判定員講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前に行われたものに限る。）を修了した者とする。

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日〔平成二九年四月一日〕から施行する。

附 則〔平成二八年一二月二一日国土交通省告示第一四三三号〕

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。